

「洋務」・外交・李鴻章

岡本隆司

はじめに

「世界政治の中の中国」を清末において考えよ、というのが筆者に課せられたテーマである。清末の時期、1860年代から1900年にいたる中国の国際環境は、具体的な局面とその因果関係、そしてその解釈になお研究の余地はあるにしても、大づかみな様相と推移は、むしろもはや自明に属するであろう。手垢のついた概念でいえば、帝国主義の時代、西洋近代が世界を覆いつくす過程であり、もちろん極東・中国もその例外ではなかった。そのあたりがすでに明らかな以上、本稿は「世界政治」そのもの、もしくはそれと中国との直接的な関係を追究するよりも、西洋近代・「世界政治」に対峙した当時の中国が、いかなる動きを示したのか、という問いの解決が課題となる。

こうした課題の設定には、あるいは異論があるかもしれない。清末中国の動きは、つとに洋務・変法・革命という概念で分析整理されており、それぞれの具体的な内容はともかく、大筋ではそうした理解が、もはや確乎とした、共通なものとなっているからである。これは日本の学界では、いうまでもなく政治思想の領域における、洋務・変法・革命の三段階発展論に始まる。その発展段階がもつ価値基準と予見性・単線性に批判はあっても、洋務と変法という概念枠組とその内容じたいの、立ち入ったみなおしはなされていない。すなわち、洋務〔論〕と変法〔論〕を分別し、前者が軍備・機器を、後者が内政・制度を重視していた、と把握する点では、やはり同じなのである（小野川、1969, pp. 3-4, 溝口、1989, pp. 38-39）。

そうした把握が誤っている、というのではない。しかしながら、あらゆる研究がそうしてきたように、この両者をことさら、並べて対比する発想法が、果たして史実の展開からみて、正鵠を射たものか、という疑問はやはり残る。

少し考えてみてすぐ気づくのは、いわゆる洋務論ないし洋務運動のタイムスパンは、四十年以上に及び、変法論ないし変法運動はどんなに長くとっても、二十年にすぎない、というごく単純な事実である。両者は対比の対象とするには、あまりにアンバランスではあ

るまいか。洋務あるいは変法なる言い回しが、なぜ上のような内容を表現する術語・概念になるにいたったのか。これまでの研究はこの最も初歩的、基本的な問いを解き明かし、それを前提としたものではなかった。それは「世界政治」に対する清末中国の動きを、必ずしも正確につかんでこなかったともいえよう。

I 「愛国主義の創成」——梁啓超の李鴻章

管見のかぎり、洋務・変法・革命という発展段階の認識と定義は、梁啓超の言論にはじまる。もっとも典型的なのは、1902年の以下の文章であろう。

……二十年前、西學と聞きておどろ駭きし者、比比然なり。變法を言ふ者起るに及べば、則ち西學に駭かずして變法に駭けり矣。十年以前、變法と聞きて駭きし者、比比然なり。民權を言ふ者起るに及べば、則ち變法に駭かずして民權に駭けり矣。一、二年前、民權と聞きて駭きし者、比比然なり。革命を言ふ者起るに及べば、則ち民權に駭かずして革命に駭けり矣。(梁, 1902, p. 6)

いわゆる「西學」とは、いわゆる洋務とほぼ同義とみてよい。洋務と変法は截然と分かれ、前者を克服すべきものとして、後者を位置づけているのは一目瞭然である。

さらにその一年近く前、かれはまさしくその現在、「十九世紀と二十世紀が交わる一刹那頃」を、異質な新旧の「大動力」が切り結んで代謝する画期だ、と断じた(梁, 1901a, 7葉)。あまりに著名な一節だが、上の引用文と読みあわせてみると、その意味はまた、ちがってみえてこよう。つまり梁啓超が新旧勢力の交代を宣言した、ちょうどその時に、洋務と変法の段階論もできあがりつつあったわけである。かれ自らが属するのは、いうまでもなく新勢力のほう、変法以降の段階なのであり、さらにはこのときに、洋務を旧勢力たるべしとみなして、これと訣別したともいえよう。これがとりもなおさず、当時の「愛国主義の創成」(吉澤, 2003)の一面なのであって、だとすれば、洋務・変法という概念枠組、それらが画する段階指定は、「愛国主義」「民族主義」が描かんとする歴史像の所産だということになる。

その同じ1901年、三十年の長きにわたって、官界の第一人者でありつづけた李鴻章が死去した。梁啓超はそこでただちに、李鴻章の評伝を執筆する。すなわち、新旧交代の宣言と時を同じくしているわけで、上述の段階論を総論とするなら、李鴻章の評伝はその各論にあたる。

梁啓超はそのなかで、李鴻章の挫折の由って来たるところを、「兵事有るを知りて民政有るを知らず、外交有るを知りて内治有るを知らず、朝廷有るを知りて國民有るを知らず」と指摘し、さらにまとめて、「李鴻章は坐ただ洋務有るを知りて國務有るを知らず」(梁啓超, 1901b, pp. 70, 58)と断案した。まことに梁啓超らしい、鮮やかな表現であるが、それは同時に、やはりかれ一流のジャーナリスティックな、いわゆる「極端」(梁, 1902, p. 5)なレ

トリックであるところも、みのがしてはならない。

梁啓超は「洋務」と「國務」を対せしめたけれども、両者の具体的な関係を説明することは、おそらく故意に、していない。かれ自ら、一方で「洋務の二字は、熟さない術語だ」と述べながら、他方で「李鴻章の辦ぜし所の洋務」という(梁, 1901b, pp. 58, 61)。一般的な「洋務」の何たるかも、かれは明確に定義づけていないのであり、その所論をそのままたどってゆくと、「李鴻章がやった洋務」がとりもなおさず、「洋務」それ自体にひとしいかのように読めてしまう。このように置き換え、すりかえたものを、自分たちが克服すべき対象とみなしたところに、かれの巧妙な修辞、いな論理の詐術がある。洋務・変法という概念・段階の措定は、その詐術のうえに成り立っており、そうした論理と認識を学術概念として、意識的・無意識的にうけついでわれわれも、実はその例外ではない。だとすれば、われわれが清末という時代を自分の眼でみなおすには、まずそうした措定から自由になる必要がある。

日本の学界では、洋務の研究が少なくないにもかかわらず、李鴻章の公的生涯を全体として、正面きってとりあげたことは、ほとんどなかった。梁啓超がいうように、「洋務」と李鴻章は不可分の関係にある(梁, 1901b, p. 58)にもかかわらず、これまで事実上、李鴻章を抜きに洋務を論じてきたといっても、あながち過言ではあるまい。李鴻章の「洋務」をその背景、かれ自身の世界認識と政治感覚に即して、その時代の文脈に位置づけなおすことは、ぜひ必要な作業であろう。

II 「夷務」から変法へ

「洋務」という語は、いうまでもなく「夷務」を言い換えたものであり、なおかつ周知のとおり、両者はまったく意味を同じくするわけではない。その語義的、観念的、目的的な継続と変化の様相は、つとに明らかになっている(市古, 1977, pp. 176-178, 溝口, 1989, p. 67)。しかしさらに、これを事象的・制度的・社会構造的にみるなら、次のように定義できよう。「夷務」の担い手は「通事」・商人であり、その活動範囲は通商を主とし、そしてその内容はいつの間にか、できあがっていた慣行であった。「洋務」はそれに対し、想定される主要な担い手は、読書人・政府当局であり、活動範囲は通商実務はもとより、財政・軍事・外交その他に及び、なればこそ慣行という以上に、意識的・意思的に行うべき運動・政策の側面がより強くなってくる。

そのうち、たとえば担い手をとりあげるなら、「今の夷に習ふ者」として「通事」をあげつらい、「其の質は魯、其の識は淺、其の心術又た鄙なり。聲色貨利の外、其の他を知らず」と断じ、読書人・政府当局に「西學を采る」よううったえた馮桂芬の議論が、それを象徴する(馮, 1861)。そしてこうした議論と動向は、ほかならぬ「李鴻章の登場」と時期・人脈を同じくしていた(小野, 1957)のである。

周知のとおり、この「夷務」から「洋務」への趨勢をあらわす、代表的かつ根本的な史料として、『籌辦夷務始末』という著述がある。ごく簡単に内容を要約すれば、その道光朝八十巻はアヘン戦争史、咸豊朝八十巻はアロー戦争史、同治朝百巻はその後を描いたもの、といってさしつかえない。いわゆる洋務運動の起点となった時期をあつかうのは後二者で、咸豊朝はいわば、アロー戦争を旧来の「夷務」と位置づけたため、破局を免れなかった記録で、その「籌辦」のゆきついたところがすなわち「撫局」であり、それをへて「洋務」が興ってくる叙述をなす。その「洋務」がそれなりに定着する経過を、同治朝が描いている。

そうした連続と展開は、たとえば両者に冠せられた序文をみると、端的にわかる。咸豊朝はその「撫局」を、「漢家の盛徳、呼韓は化に嚮ひて關を款き、唐室の中興、回紇は誠を輸して順を助く」と、漢唐と匈奴・ウイグルの関係になぞらえるのに対し、同治朝はその対外関係を「入らば則ち龍光に觀するを請ふこと、呼韓の漢に朝するに異なる無く、出づれば則ち鶴陣を聯ぬるを願ふこと、回紇の唐を助くるが如き有り」と、ほぼ同じ譬喩表現で描く。これが連続の側面である。そして咸豊朝の序文にはなく、同治朝のほうにある叙述に、

所以に言語は萬國に通じ、館、同文を啓き、書名は四方に達し、命、出使に頒つ。練卒に資するを以て、隊、火槍を肅き、帆輪を製るを以て、局、機器を開す。商税定まりて梯航畢集し、恩賞推して冠帶榮分たり。中外家を一にし、遐邇體を同じうす。

という。すなわち同文館・在外公使派遣・洋式武装・近代工業・条約通商・外国人登用を列挙し、いわゆる「夷務」から「洋務」に展開をみせた具体的な情勢をいいあらわしたのである。『籌辦夷務始末』同治朝の百巻は、実質的な内容としても、それにたがわない十三年間を描いた著述となっている。

にもかかわらず、書名はあくまで「夷務」の「始末」なのであり、道光朝以来の「外夷操縦」(坂野, 1970)の建前を決してくずそうとしていない。1880年に書かれたその序文も、中華的修辭が横溢していて、その点は同断である。たとえ表面的な建前・修辭にすぎないにしても、それが残存したのには、やはりそれなりの意味がある。李鴻章が「登場」して二十年近く経っても、「夷務」の觀念が「洋務」の実体を覆っていて、あるべき「洋務」を「夷務」にすぎないと貶しめるのが一般の風潮だった、という点は注意すべきであろう。

さて「登場」の時期から一転、一足飛びに李鴻章の晩年をみよう。すぐれて印象的なものとして、孫仲璵『日益齋日記』に記す、かれが逝去する直前、1900年はじめのエピソードを紹介したい。

〔光緒 25 年〕12 月 12 日、昌言報館に行くと、枚叔(章炳麟)と浩吾(葉瀚)の両人がおり、傳相(李鴻章)はどう言われたのかと尋ねてきた。……傳相は「どうして私にきみを捕らえることができよう。私だって康党なのだ。これから陸辞という時に、私を康党であると弾劾する者がいた」……都で人に会うたびに、「自分は康有為には及ばな

い、制義（八股文）の廃止は、私が数十年間これを実行しようとしてできなかったものなのに、彼ときたらそれをやっけてのけたのだ、自分は深く恥じている」とおっしゃいました。それゆえ、都の人々は、その多くが〔李鴻章を〕康党だと見なしたのです。召対の時に及んで、西太后は弾劾の上奏を示しつつ、「おまえを康党であると讒言する者がいる」と仰せになりました。合肥（李鴻章）は、「臣はたしかに康党であります、廃立の事は与り知りませんし、六部はたしかに廃すべきであります。もし旧法のままで富強が実現するのであれば、中国はとっくに強くなっていたことでしょう。どうして今日を待つことがありますか。変法を主張する者があればすぐさま康党だと指弾なさるのであれば、臣は逃れようもございません。たしかに康党であります」とお答えになりました。西太后は黙り込んだまま何もおっしゃいませんでした。……（丁、1988, pp. 100-101。訳文は島田、2004a, pp. 6-7をやや改変）

これによれば、李鴻章は「変法を主張する者」を以て自任していたことになる。もちろんこの記述は、風聞・逸話にすぎないのかもしれない。しかしだからといって、無視したまま、すませることもできまい。李鴻章の発言は、ここまでみてきた梁啓超の認識・位置づけと、真っ向からくいちがっているからである。

「登場」からこの時まで、ほぼ四十年。その間、同じ李鴻章その人は、いったい何をどう考え、いかにそれを表明、また実行していたのか。上のエピソードで自称した、というように、かれはほんとうに変法派だったのか。あまりに稚拙な設問かもしれないけれども、そんな関心から、その構想と言動、役割をみてゆくことは、決して無駄ではない。梁啓超がいみじくも「四十年来の中国の大事は、ほとんどすべて李鴻章と関係がある」（梁、1901b, 「序例」p. 1）と述べたように、李鴻章の四十年間をたどることは、同時期の中国の動きをみるのと大きく重なりあうからである。

Ⅲ 「洋務」の構想——1860年代

そうはいっても、その四十年をつぶさに追跡することは、筆者の力量と本稿の紙幅が到底ゆるすところではない。ごく大づかみな把握で、ひとまず満足しておくほかない。李鴻章の経歴・事蹟は、およそ十年づつまとめて四分できる。それは清末中国の国際環境の変動とも、期せずしてほぼ並行しており、それに沿って分けて見るのが便宜であろう。

「李鴻章の登場」からほぼ十年間は、「平呉」「平捻」の時期であった。淮軍を組織して上海に進駐、李秀成ひきいる太平天国軍と死闘を演じて江南デルタを平定、さらに淮河流域を転戦して、僧格林沁の蒙古鉄騎軍をやぶった捻軍を討伐する。そうした内乱鎮圧時代は、また好況の時期と重なっていた。1850年代のゴールドラッシュを契機に貿易は順調に転じ、60年代には過剰となって信用が膨張しつつあった。李鴻章は淮軍を事実上の国防軍と化しつつ、このように活況を呈していた通商交易に軍事財政の基礎を置き、自己の

勢力をかためてゆく。

転機となったのは、1870年の天津教案である。李鴻章はその当時、なおも湖廣総督であって、回乱討伐のため陝西に向け、出動行軍していた。ところがその途中、天津教案を收拾できず、進退に窮した曾國藩に代わって直隸総督に転じ、天津へ赴くことになった。これなかりせば、かれの生涯もまた、ちがったものになっていたかもしれない。「敵を料ること神の如き」常勝將軍だった李鴻章（梁、1901b, p. 57）は、ここで地方大官・軍隊の司令官・内乱を鎮圧する軍略家から、外交の相当部分を担当し、内政にも少なからぬ影響を与える政治家に転身せざるをえなかった。

かれはこの時期、しかしながら、ただ戦闘に明け暮れていたわけではない。いわば天下国家のことにも、籌畫をめぐらせている。というよりも、当時は内乱の平定こそ、もっとも重大な政治課題であって、決してそれだけが孤立して存在するものではなかった。だからその実地の担当者であり、もっとも大きな責任を負っていた人物として、かれも発言をはばかってはいない。典型例をあげよう。

……鴻章竊かに以爲へらく、天下の事、「窮すれば則ち變じ、變ずれば則ち通ず」。中國の士夫、章句小楷の積習に沈浸し、武夫悍卒、又た多く粗蠢なりて細心を加へず、以て用、學ぶ所に非ざる、學、用ある所に非ざるを致す。無事ならば則ち外國の利器を嗤ひて、奇技淫巧と爲し、學ぶを必せずと以爲ひ、有事ならば則ち外國の利器に驚きて、變怪神奇と爲し、學ぶ能はずと以爲ふ。知らず、洋人は火器を視て身心性命の學と爲す者、已に數百年なるを……。其の創製の員匠は、則ち國を擧て之を尊崇して、曲藝を以て相ひ待せず。中國の文武制度、事事、^{はる}遠かに西人の上に出づ、獨だ火器のみ萬、及ぶ能はず。其の故、何に由らんか。蓋し中國の器を製るや、儒者は其の理に明らかにして、匠人は其の事に習ふ。造詣、^{とも}兩に相ひ謀らず、故に功效、相ひ並ぶ能はず、藝の精なる者、其の量を充たせども匠目と爲すに過ぎざるのみ。洋人は則ち然らず。能く一器を造りて國家の利用するところと爲る者は、以て顯官と爲し、世々其の業を食み、世々其の職を襲ふ。（李、1864、9葉）

この書翰文は、すでに著名となっている、日本脅威論を述べた（佐々木、2000、pp. 15-16）なかの一節だが、このくだりにかぎっていえば、ほとんど注目されてこなかったように思われる。しかしかれの以後、一貫する「洋務」観は、ほぼここに集約されているとって過言ではない。

李鴻章がいわんとするのは、火器が西洋に及ばない、という軍事機器論にとどまらない。当時の中国は「^{インヴェンション}創製」を「^{エンジニア}曲藝」と、「^{匠目}員匠」を「^{テクノロジー}蔑視し「尊崇」できない社会だ、という社会構造論にまでおよんでいる。この場合の「器」とは、火器・機械というごく狭い意味しかない。しかし論理上、必然的にそれらを「製」り出す「^{テクノロジー}藝」につながる。それを成り立たせるのが「理」と「事」、原理研究と実地生産であって、西洋ではそれが「創製の員匠」に一体化しているのに対し、中国では「儒者」と「匠人」に遊離し

ている。つまり、士庶を峻別する中国社会をみすえた発言である。それならこの「器」は、たんに物体としての「器」とどまらず、いわゆる君子は器ならずの「器」、つまりプロフェッションにも通ずる。専門技能というものの社会的な地位、もしくはそれに対する待遇、さらにいえば、総じて社会の制度・構造が西洋と中国では異なり、その具体的・物的な所産として火器がある、ということなのである。

それなら、^{テクノロジー}技術と^{プロフェッション}専門技能を中国に根づかせるため、中国の社会制度を変えていこう、というのが、その論理的な帰結にならざるをえない。そこで、

鴻章以爲へらく、中國、自強せんと欲さば、則ち外國の利器を學習するに如くは莫し、外國の利器を學習せんと欲さば、則ち器を製るの器を覓め、其の法を師とするに如くは莫し、而して必ずしも盡くは其の人を用ゐず。器を製るの器と器を製るの人とを覓めんと欲さば、則ち我、専ら一科を設けて士を取り、士は終身懸くるに以て富貴功名の鵠と爲す、則ち業は成るべく、藝は精たるべく、而も才も亦た集るべし。(李, 1864, 10 葉)

という提案が出てくるのは、必然である。「自強」「洋務」とは、物質的な軍事整備はもとより、制度的な人材養成がその前にくる問題だった。中国の社会構造と表裏一体の関係にあるいわゆる「科举体制」にささやかながら、くさびを打ち込もうとするのが、当初からの李鴻章の構想だった(中村, 1984)のである。これを自ら「變法」と称しているところにも着目しておきたい。

IV 「政策の出現」——1870 年代

この構想がいつそう整った形式と内容をそなえてあらわれるのは、およそ十年後である。この間、中国をめぐる情勢は、次第に厳しさを増していた。世界恐慌の時代に入り、中国でも十年来の好況は終わった。いわゆる「交通革命」の影響も重なって、中国の貿易・金融市場は改編がはじまり、条約港経済では、外国の銀行と中国の行會の優位が固まってくる。そのなかで、清朝がかねてより最も恐るべしとみていた外敵が、現実に脅威となって登場してきた。すなわちロシアと日本、西北新疆でのイリ紛争と東南沿海での台湾出兵である。太平天国以降の内乱平定を分担競争していた左宗棠と李鴻章は、それぞれがその相手に直面した。かくて、限られた財源のなかで、いかに効果ある国防を実現するか、清末の国家体制を左右する塞防・海防論争が起こってくる。結果は周知のように、新疆確保と海軍建設を並行してすすめる、それぞれを外国からの借款と国内の釐金がまかなうこととなった(岡本, 1999, p. 329)。李鴻章はそのうち、後者の責任者、国防の第一人者となってゆく。

この海防ひとつとってみても、未曾有の重大事業であって、そのために中央地方をこぞった大きな議論となる。そこで最もきわだっているのは、やはり李鴻章の構想であった。十

年前に開陳した論を具体化した、今度はしかも、海防の責を負う者として、実現を念頭に置いての提言である。いわゆる「政策の出現」にほかならぬ瞬間だった (Liu, 1967)。

……當世を環顧したるに、餉力・人才、實に未だ逮ばざる有り、又た多く成法に拘せられ、衆議に牽かれ、振奮せんと欲すと雖も而れども由末し。易に曰く「窮すれば則ち變じ、變ずれば則ち通ず」と。蓋し變通せずんば則ち戰守みな恃むに足らず、而も和も亦た久しうすべからざるなり。……之を總ずるに、今日に居りて海防を整頓せんと欲すれば、變法と用人を捨てて、別に下手するの方無し。……冗費を節省し、軍實を講求し、人才を造就するは、みな常例に拘執するを必せず。而れども尤も人才を以て極要と爲す。天下有志の士をして、洋務に明らかならざる無からしめば、練兵・製器・造船の各事、漸を逐ひて精強なるを期すべきに庶からん。…… (李, 1874a, 12 葉)

これはもちろん、当面の「海防」を第一の目的とした立論である。しかし「洋務を辦じ、洋兵を制する」には、「餉力」と「人才」に課題があって、いずれにも制度・社会の構造的な「變通」を要する。そのため、「變法」をせずに「徒らに空文に驚めても」、「猶ほ畫餅がごとく」成果はおぼつかないことを明言した (李, 1874a, 10 葉, 李, 1874b, 22 葉)。端的にいいかえれば、兵器・軍備など目に見える「洋務」の成果をあげるには、制度・社会など目にみえない「變法」の実現が不可欠だという論理である。この論理に関するかぎり、梁啓超がつとに「變法維新」にほかならぬ、とみとめざるをえなかったものであり (梁, 1901b, p. 70), 「変法論的な発想に立っていてすこぶる注目に価する」とする見解もある (坂野, 1985, p. 77, 佐々木, 2000, p. 59)。

引用文にもふれるように、李鴻章がもっとも重視した人材の問題に関しては、軍務肅清して以後、文武の兩途、仍ほ章句・弓馬を捨てて、進身せる由末し。而れども章句・弓馬を以て洋務に施すは、隔膜太だ甚だし。是を以て沈葆楨、前に算學科を設くるを請ふの奏有り、丁日昌、前に武試を鎗炮に改むるの奏有り、みな部議に格まれて行はず。而れども用ゐる所、學ぶ所に非ずんば、人才何に由りて出でんや。近時、拘謹の儒、多く洋務に交渉るを以て人を浼すの具と爲し、取巧の士、又た洋務を引避するを以て自ら便なるの圖と爲す。もし朝廷、力めて風氣を開き、拘攣の故習を破り、制勝の實濟を求むに非ずんば、天下の安危、終に支ふべからず、日後の才乏しきこと、且に今日より甚しき者有らんとす。

といいつつ、以下のように提案した。「小楷試帖は太だ虚飾を蹈み、甚だ人才を作養するの道に非」ざるものの、「科目」も「時文」もすぐには改廢できない、そこで「考試功令」にやや「變通」をくわえ、別に「洋務進取の一格」を開くこととする。そのために「格致・測算・輿圖・火輪・機器・兵法・炮法・化學・電氣學」という「民生日用・軍器製作の原に切」で、しかも外国が「人才を黜陟」している専門を教授する「洋學局」を設立する。

「もし成效あらば、文武を分別し、軍務保舉章程に照らし、奏獎升階し、授くるに濱海沿江の實缺を以てすること、正途出身と異なる無からしむ」 (李, 1874b, 22-24 葉)。

この「洋學局」「洋務進取の一格」設立の提案は「これは科挙にやや変通を加えようとするもので、その根本を変えようとするのでは勿論なかった」、「これまでの八股取士の法をそのままにして、別に洋務の一科を開こうとしたに過ぎない」と評されてきた。「このような穏健な取士変通の建議さえ」という（小野川，1969，pp. 14-15）ところ，すでにいわゆる変法論の価値観にたった論評にほかならない。けれども現実には，この「建議」は激烈きわまる変革論としてうけとめられた。

すでに指摘があるとおおり，総理衙門はこの提案をことさら換骨奪胎して先送りにした（箱田，2003，pp. 81-83，96）。「洋學局」「洋務進取格」が「夷を用て夏を變ず」と非難されたからである（于，1875，pp. 121-122，王，1875，pp. 129-130）。さすがに李鴻章も，これには反撥して，「もう夷人が内地に入り北京に駐在しているというのに，まだ夷夏の防などと騒ぎ立てるのなら，さだめし攘夷の秘策があるのだらう」と駁している（李，1875，4葉）。さながら『翼教叢編』流の表現と対立が，もうこのときあらわれていた。「李鴻章の重望をもってしても，要路は勿論，官場の注目を引くには至らなかった」，「殆んど何らの反響をも起していない」（小野川，1969，p. 15）のでは決してなく，「洋務」を実現するため「變法」を不可避とする李鴻章たちと，「變法」をせずにいわば「夷務」にとどめたい勢力との相剋にほかならない。いうまでもなく後者に比して，前者は圧倒的に少数で，李鴻章たちを政治的に葬り去ってしまうならともかく，さもなくば，後述のように黙殺するほかはないほど，急進的な提言だったのである。

李鴻章が主張する点でいまひとつ，みのがしてはならないのは，「洋學局」で人材を育成し，これを「正途出身」と異ならないようにしても，役に立つのは十人にひとり，しかも「二十年」の期間はかかる，動揺せず途中でやめずにおいて，実効があがるのは「十數年」の後になる（李，1874c，58葉），それでも「因循してやらないよりはまし」という見通しをもっていた（李，1874d，32葉）ところである。プロの育成には時間がかかる，というのは，多かれ少なかれ当時の「洋務」論者のひとしく有していた見解であって，李鴻章たちにとっては，やはりそれこそ，最大の課題なのであった。

だからといって，かれらは決して時局を楽観していない。最大のライバルである北のロシア・東の日本は，それぞれ東欧の戦争と国内の反乱とで手をしばられて，当面は中国の深刻な脅威とならない情勢であった。この「いわば息抜きの時間」のうちに，「軍備の充実，鉄道・電信の建設などに努力すべきであって，これ以上ぐずぐずしてはいられない」（坂野，1985，p. 94）という認識である。ここでかれらの提唱した「洋務」の実現に向けて動き出せるのか。それはいわゆる洋務運動の当事者だけにとどまらず，当時の中国の政治・社会すべてにわたる問題でなくてはならない。

V 「東洋のビスマルク」——1880年代へ

しかし李鴻章たちの構想と認識は、ついに政府全体の政策、そして社会全体の輿論とはならなかった。1870年代後半以後の二十年間は、李鴻章が押しも押されもせぬ不動の地位にあった時代である。日清戦争にいたるまで、なみいる政敵の攻勢にあっても、その権勢を殺ぐことはできなかった。それでもそれが、かれの素志の達成だったかどうかは、自づから別の問題である。

この時期は光緒改元とともににはじまる。その初年からすでに、李鴻章はいささか悲観的、あきらめの境地にあった。

西洋の政教の規模、^{われ}弟未だ其の地に至らずと雖も、留心諮訪考究せること、幾んど二十年、亦た略ぼ梗概を聞けり。同治十三年、海防の議起りし自り、^{われ}鴻章即ちに瀝陳すらく、煤鐵礦は必ず須らく開挖すべし、電綫鐵路は必ず應に仿設すべし、各海口は必ず應に洋學・格致の書館を添へ、以て人才を造就すべし、と。其の時、文相（文祥）は目笑し之を存す。廷臣會議、みな可否を置かざるも、王孝鳳（王家璧）・于蓮舫（于凌辰）、獨り之を痛詆せり。曾て^{おぼ}記ゆるに、是年の冬底、京に赴き梓宮に叩謁したるに、恭邸（恭親王奕訢）に謁晤し、鐵路の利益あるを極陳し、先づ試みに清江より京に至るを造り、以て南北の轉輸に便ならしめんことを請へり。邸の意も亦た以て然りと爲すも、「敢へて主持する人無からん」と謂ふ。復た其に間に乗じて^{かれ}兩宮が爲に之を言はんことを請ふ。^{かれ}渠「兩宮も亦た此くのごとき大計を定める能はず」と謂へり。此れ従り遂に口を絶して談ぜず矣。……凡そ此れみな鄙人の一手に提倡するものなれば、其の功效、茫たること風を捕へるが如し、而れども文人學士、動もすれば異端を崇尚す、光怪陸離たりを以て見責す、中國の人心、真に萬、解すべからざる者有り矣。……（李、1877、12-13葉）

同治13年の海防論議は、いわば「洋務」にとっての分水嶺だった。兵器軍備はいわずもがな、そこで李鴻章らがとなえてきた「籌餉」「用人」「持久」という制度と社会に関わる課題に、どこまで現実に改革、「變法」が及ぶか、そこに「洋務」の成否がかかっていた。結果は周知のとおりである。軍備をすすめることは決まっても、制度的な部分はおろか、軍備周辺の物質的な事業でさえ、いわば棚上げとなった。鉞山採掘・電信敷設・學堂設置、さらにいわゆる洋務企業がまがりなりに始まるのは、ようやく1880年代に入ってから、それも李鴻章がごく私的な、限定したかたちでしか、実施に移しえなかったものである。かれが上の引用文につづけて、

……鄙人、職は兵を主どるに在り、亦た兵法を考求せざるを得ず。明らかに西洋、暫らく鬻を構へるの事無きを知るも、然れども兵は乃ち國を立つるの要端なれば、此を捨てて別に其の大・其の遠なる者を圖らんと欲すれども、亦た斷じて一も其の志を行ふを得ず、祇だ其の力の能く爲す所を盡す有るのみ。……

といったのは、そのあたりの機微を物語る。自分の裁量が許されるのは「兵」だけであって、そこはゆずらず、突破口にしてゆこうという表明だった。

李鴻章たちの認識では、海防そのものすら、遅々として進捗していない(たとえば薛, 1880, p. 149)。だからといって、当初の発想法がかわったわけではない。ロンドン駐在公使の郭嵩燾にあて、「人才風氣」の開けぬことを嘆き、科挙を重視、「時文小楷を崇尚」することにその病根を求め、このままでは「たとえ國をあげて西法を考求しても、ものの役に立たない」という郭嵩燾の意見に満腔の賛意をしめして、真に「考求」してきたのは、郭嵩燾と丁日昌、そして自分だけだ、と書き送っている(李, 1878, 5-7葉)からである。しかしこのように構想を共有できる丁日昌は、まもなく引退して没し、郭嵩燾も隠棲を余儀なくされた。李鴻章がこの時期、ヘゲモニーをとって行った各種の事業、そしてその方針・形態は、おそらくかれ自身にとっては、限界と孤立を自覚した上でのやむなき選択だったのであろう。

1880年代は中国の国際環境が、激変した時期でもあった。インドの産業化や日本の興起で、アヘンの輸入代替・綿糸輸入の急増・茶絹輸出の減退が生じ、通商が苦境にたちつつあったばかりか、中国経済の構造変化のきざしもみえはじめる。李鴻章の洋務企業経営は、そうした情勢に迫られた所産でもあった。いっぽう帝国主義、その典型としての the Great Game、英露対立はいよいよ東アジアに波及し、もはや「息抜き」の時代ではなくなってくる。梁啓超のいう「軍事」「商務」のほかはない「李鴻章がやった洋務」とは、この時期、かれのやむなき選択と苦闘によって、成形化したものにほかならない。

当時の李鴻章としてはなお、

……外に和戎^{もと}を須め、内に變法を須む。もし舊を守りて變へずんば、自ら以て削弱たりて、一國と和すれども又た一敵を増さん矣。秦政變法して敗亡せし自り後、世の人君、遂に法を守るを以て心傳と爲し、商鞅・王安石變法して誅絶せし自り後、世の人臣、遂に法を守るを以て容悦を取る。今、各國一變し再變して、蒸蒸として日び上れり。獨だ中土のみ、法を守るを以て兢兢^{たと}と爲し、即へ敗亡し滅絶すれども悔いず。(李, 1881, 43葉)

というように、対外的には「和戎」、今日的にいえば外交につとめ、対内的に「變法」をすすめる、両者あいまってようやく西洋諸国に伍していける見通しだった。「外交家としての李鴻章」(梁, 1901b, pp. 90-119, 蔡, 2001)が必然となるゆえんであり、しかもその一方で、外交は決して「洋務」そのものではなく、やはり「變法」とならんで「洋務」を達成する手段であったことも、みのがしてはならない。

しかしかれも嘆いたとおり、その「變法」はすすまなかったから、対外的な「和戎」のみ、いわば片肺飛行的に行わねばならなかった。この1880年代、李鴻章が琉球・ヴェトナム・ビルマ・朝鮮の問題において、「西例を知らぬわけではない」にもかかわらず、「西例」からみて変則きわまる「屬國」外交に徹し(岡本, 2004)、「屬國」の危機にありながら、条

約を結んでの妥協に甘んじざるをえなかったのは、けだしそこに理由の一端がある。

藩邦の削らるる、外侮の交^{こもご}も乗ずるに至りて、中國宜しく兵を奮ひて自強し、敵焰を式遏すべしとは、乃ち正理爲り。惟だ是れ用兵は必ず訓練を先にす。西洋各邦、みな數千年の戦國を以て、兵理を研究し、利器を講求せること、精にして益々精を求む。中國は風氣初めて開けり、強弱齊しからず、未だ必ずしも各省みな勁旅有らず。用兵は必ず裕餉を先にす。西洋の賦税は繁重にして、往往にして什に三四を取る、一たび戦事に遇はば、富商の集餉、動もすれば千萬を逾ゆ。中國は兵燹水旱の餘、閭閻困苦せり、財力殫竭せり、未だ必ずしも商民、鉅餉を輸す能はず。(李, 1884a, 2 葉)

国防をあずかる第一人者の意見としては、すこぶる頼りない。だがこれが現実だった。1860年代から提起していた課題がほとんど解決をみないまま、内には「放言高論」を弄する「清議」に牽制されつつ、かれはほとんど独力で(馬, 1882, 李, 1883, 李, 1884b)、武力をふりかざす列強とわたりあわなくてはならなかったのである。李鴻章の当時の「一種のプラグマティックな、ないしは便宜主義的な行動傾向」(坂野, 1973, p. 323)、さらにいえば媚外・「賣國」「買辦」的にみまがう態度は、こうした立場が必然的にもたらすところであった。だから、ただ外交に巧妙だった、というのは、必ずしもかれの望むところではなかったはずである。そのゆえに「東洋のビスマルク (Bismark of the East)」と称せられたのだとすれば、国運隆盛にあったドイツ帝国のビスマルクとは似て非なる存在だったとみるべきだろう。自分の置かれた立場を自覚していなかったはずはないから、こうした称謂そのものにかれ自身、どこか違和感を覚えていたにちがいない。

VI 「洋務」から外交・変法へ——むすびにかえて

かくて不可欠な「變法」をとまなわずにすすんだ「洋務」は、近代国家、「世界政治」の標準から見れば、空洞化した軍事・非効率な企業・変則的な外交しか残らない結果となる。それが梁啓超のいう「李鴻章がやった洋務」であり、われわれのいう洋務運動にほかならない。その真価はいうまでもなく、日清戦争で試されることになり、それが李鴻章本人も予想していたとおおり、周知の破局を迎え、軍備の形骸すら喪失するにいたった。

武装を失った李鴻章には、もはや変則的な外交すらゆるされない。下関条約・三国干涉・露清密約にはじまる列強の利権獲得競争をみちびく道を歩むしかなかった。この前後の、かれの身体にとっても中国の運命にとっても、艱苦きわまる外交は、「洋務」から外交だけが孤立、分岐、残存してしまつたところに由来する。このころから西洋の専門的な外政を意味する「外務」という言葉が、中国の外交を指して普通に使われ出すようになる(康, 1895, p. 151)のは、そうした状況を逆説的に物語るものであろう。

それでも、李鴻章が外政を主導するうちは、まだ外交でありえたといつてよい。戊戌から庚子にいたって、かれを失った清朝中央の外政は、もはや外交の体すらなさず、むき出

しの排外へとつきすすんでいった。それが義和団、そして「半植民地化」に帰結するのはいうまでもない。東南互保の組織・北京議定書の交渉で、排外をかるうじて外交にもどしたことが、けっきょく李鴻章の遺産となる。

軍事・実業が「洋務」から分化していったのと同じく、中国の「外務」が純化するの、けだしそれ以降のことである。その時期の眼で李鴻章四十年の対外関係をみてしまうと、やはり偏見をまぬかれない。現実には「洋務」の一環としてしかありえなかった李鴻章の外交を、事後の「外交」という一般的な評価基準で認識することになるからである。その最たる例が、「洋務を籌辦した始末」をことさら「清季の外交」と書き換えた『清季外交史料』という資料集(王, 1934, 2 葉)であり、これはまさに民国の所産というほかはない。「夷務の始末」を継ぐのが「清季の外交」でしかありえなかったところに、両者に一貫通底していたはずの「洋務」が、当時いかにみられていたかを読みとることができる。

「洋務」のうち残存していた軍事・外交が喪われたのと時を同じくして、いわゆる変法運動が台頭してくる。それは李鴻章が元来、軍事・外交に不可欠だと考えていた制度改革の前提を、ようやく読書人たちが認識、自覚しはじめたことを意味しており、軍事・外交の喪失がなくては、表面に浮上してこなかった現象でもある。やはり日清戦争の敗北をまたねばならなかった。

そう考えてくると、「李鴻章に仕えたサブ・リーダーズ」(坂野, 1973, pp. 301-302, 坂野, 1985, pp. 5, 91)の存在は、重大な位置をしめる。「洋務」の実践を担ったかれらは、梁啓超のカテゴリーにしたがえば、やはり李鴻章の「功利」「功名」主義(丁・趙, 1983, pp. 1141-1142, 島田, 2004b, pp. 238-240)ではたらきえた人々である。逆にいえば、「科挙体制」の蔽存のなかで下積みを強いられた人々でもあったわけで、李鴻章が 1860 年代から 70 年代にて表明した「變法」の必要性を、もっとも身にしみて感じたのも、したがってかれらである。

「洋務」の現場で苦闘した「サブ・リーダーズ」がその理論・構想を尖鋭化させてくるのは、当然の帰結ともいえよう。のち変法運動につらなる容閔・鄭觀応・馬建忠・黃遵憲らはいわずもがな、必ずしも急進的とみなされない薛福成の「變法」言説に、その典型をみることができる(薛, 1885)。

李鴻章本人は 1880 年代になると、徒勞と諦観したためか多事に忙殺されたためか、管見のかぎり、「變法」をことさら口にしなくなった。「サブ・リーダーズ」たちはあたかも、それと入れ替わるかように、いっそう急進的なその「思想」を語りはじめる。それがいわゆる「一転期」をへたのちの「洋務論」(小野川, 1969, pp. 9-11, 41-51, 佐藤, 1996, p. 67)なのだが、しかし本稿の考察にしたがうかぎり、それは本来「洋務」に内在していた「變法」にほかならない。

上にあった李鴻章は往々にして、かれらの言動を抑制するけれども、それは構想と実現のギャップを二十年來の経験で知りつくしていたからであって、変節を意味するわけではあるまい。「今文公羊」と「孔子改制」のイデオロギーをどう位置づけるかは異論もあろう

が、それを捨象してしまえば、いわゆる変法と「洋務」の「變法」とにいかほどの隔たりがあったであろうか（陳，1945，p. 149）。

「李鴻章がやった洋務」、いわゆる洋務運動は、李鴻章たちが期していた「洋務」ではない。「洋務」とは「變法」を通じた人材・財政など、制度の変革を前提とし、対外関係の調整と並行しなくては実現しえなかったものである。ところが現実には、その前提を欠いたまま推移してしまった。前提の欠落にあらためて気づき、提唱され、実施に移され、まもなく挫折したものが、いわゆる変法なのであって、実現をみななかった、ということでは連続、一貫したプロセスをなしている。

このように考えてくると、「洋務」と変法は並べて対比すべきものではありえない。むしろ「洋務」のなかに、それを實現する不可欠な前提として変法がある、李鴻章の四十年間、軍事外交に蔽われていたそれが、日清戦争でむき出しになった、というほうが、いっそう当時の実情に即している。したがって、変法の高潮に抗して張之洞『勸學篇』がとなえた「中体西用」は、時期的にも、人脈的にも、因果関係からしても、洋務運動の実績を追認、正当化する言辞ではありえても、けっして「洋務」を体現する理念ではありえない。「洋務」の「体用」を、そして当時の「世界政治の中の中国」の動きをいうのであれば、張樹聲の「遺摺」がもっともそれをよく表現している。あらためてそれを賞翫して、本稿をしめくくることにしよう。

中國は常を蹈み故に習ふ、衣冠もて焚より救ひ、揖讓して溺より拯はんとすとも、其れ何を以てか濟はんや。近歳以來、士大夫漸く外交に明らかにして、洋務を言ひ、海防を籌さんとし、中外聲を同じうす矣。夫れ西人の國を立つるは、自づから本末有り。禮樂教化は遠かに中華に遜ると雖も、然れども富強を馴致せるは、體用を具有すればなり。才を學堂に育み、政を議院に論じ、君民一體、上下一心、實に務めて虚を戒め、謀定まりて後動く、此れ其の體なり。輪船・大砲・洋槍・水雷・鐵路・電線、此れ其の用なり。中國は其の體を遺てて其の用を求む、竭蹶すると歩趨するとを論ずる無く、常に相ひ及ばず。就令へ鐵艦成行し鐵路四達すとも、果して恃むに足らんか。（張，1885，溝口，1989，pp. 38，84）

（おかもと たかし・京都府立大学）

【引用文献】

市古宙三（1977），『近代中国の政治と社会』増補版，東京大学出版会。

于凌辰（1875），「通政使于凌辰奏摺」光緒元年2月27日，『洋務運動』全8冊，中國史學會主編，中國近代史資料叢刊，上海人民出版社，1961年，第1冊，所収。

王家璧（1875），「大理少卿王家璧奏摺附片」光緒元年2月27日，前掲『洋務運動』第1冊，所収。

王亮（1934），「述略」，『清季外交史料』王彥威・王亮輯，民國21-24年，書目文獻出版社影印本，1987年，所収。

岡本隆司（1999），『近代中国と海関』名古屋大学出版会。

- 岡本隆司 (2004), 『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会。
- 小野信爾 (1957), 「李鴻章の登場——淮軍の成立をめぐる」『東洋史研究』16-2, 所収。
- 小野川秀美 (1969), 『清末政治思想研究』みすず書房。
- 康有爲 (1895), 「上清帝第二書 (即康公車上書)」光緒 21 年 4 月 8 日, 『戊戌變法』全 4 冊, 中國史學會主編, 中國近代史資料叢刊, 神州國光社, 1953 年, 第 2 冊, 所収。
- 蔡東杰 (2001), 『李鴻章與清季中國外交』文津出版社。
- 佐々木揚 (2000), 『清末中国における日本観と西洋観』東京大学出版会。
- 佐藤慎一 (1996), 『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会。
- 島田虔次編訳 (2004a), 『梁啓超年譜長編』第 2 卷, 岩波書店。
- 島田虔次編訳 (2004b), 『梁啓超年譜長編』第 5 卷, 岩波書店。
- 薛福成 (1880), 「代李伯相復李星使書」庚辰, 『庸齋文集』全 6 卷, 薛福成撰, 光緒 29 年, 卷 4, 上海古籍出版社標點本, 1985 年, 所収。
- 薛福成 (1885), 「變法」, 同『籌洋芻議』乙酉, 『庸齋全集』薛福成撰, 華文書局影印本, 全 2 冊, 1971 年, 上冊, 所収。
- 張樹聲 (1885), 「遺摺」『張靖達公奏議』張樹聲撰, 光緒 25 年男焜刊本, 近代中國史料叢刊第 23 輯, 卷 8, 所収。
- 陳寅恪 (1945), 「讀吳其昌撰梁啓超傳書後」乙酉, 同『寒柳堂集』上海古籍出版社, 1980 年, 所収。
- 丁文江撰 (1988), 『梁任公先生年譜長編初稿』世界書局, 第三版。
- 丁文江・趙豐田編 (1983), 『梁啓超年譜長編』上海人民出版社。
- 中村哲夫 (1984), 『近代中国社会史研究序説』法律文化社。
- 馬建忠 (1882), 「上李伯相覆議何學士如璋創設水師書」辛巳, 『適可齋記言記行』馬建忠撰, 光緒 22 年序刊本, 『適可齋記言』卷 3, 所収。
- 箱田恵子 (2003), 「清朝在外公館の設立について——常駐使節派遣の決定とその意味を中心に」『史林』86-2, 所収。
- 坂野正高 (1970), 『近代中国外交史研究』岩波書店。
- 坂野正高 (1973), 『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会。
- 坂野正高 (1985), 『中国近代化と馬建忠』東京大学出版会。
- 馮桂芬 (1861), 「采西學議」『校邠廬抗議』馮桂芬撰, 咸豐 11 年自序, 敏德堂潘校刊本, 光緒 18 年, 所収。
- 溝口雄三 (1989), 『方法としての中国』東京大学出版会。
- 吉澤誠一郎 (2003), 『愛国主義の創成——ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店。
- 李鴻章 (1864), 「江蘇巡撫李鴻章原函」『籌辦夷務始末』同治朝卷 25, 同治 3 年 4 月戊戌の条, 總理各國事務恭親王等奏, 所収。
- 李鴻章 (1874a), 「籌議海防摺」同治 13 年 11 月 2 日, 『李文忠公全集』李鴻章撰・吳汝綸編, 全 165 卷, 光緒 31-34 年, 文海出版社影印本, 1984 年, 奏稿卷 24, 所収。
- 李鴻章 (1874b), 「籌議海防摺」附「議覆各條清單」, 前掲『李文忠公全集』奏稿卷 24, 所収。
- 李鴻章 (1874c), 「論善後事宜並教務・釐務」同治 13 年 11 月 4 日, 前掲『李文忠公全集』譯署函稿卷 2, 所収。
- 李鴻章 (1874d), 「復文博川中堂」同治 13 年 11 月 4 日, 前掲『李文忠公全集』朋僚函稿卷 14, 所収。
- 李鴻章 (1875), 「復劉仲良 (劉秉璋) 中丞」光緒元年正月 8 日, 前掲『李文忠公全集』朋僚函稿卷 15, 所収。

- 李鴻章 (1877a), 「復郭筠僊星使」光緒 3 年 6 月 1 日, 前揭『李文忠公全集』朋僚函稿卷 17, 所収。
- 李鴻章 (1878), 「復郭筠僊星使」光緒 4 年正月 26 日, 前揭『李文忠公全集』朋僚函稿卷 18, 所収。
- 李鴻章 (1881), 「復王壬秋山長」光緒 6 年 12 月 22 日, 前揭『李文忠公全集』朋僚函稿卷 19, 所収。
- 李鴻章 (1883), 「妥籌邊計摺」光緒 9 年 11 月 28 日, 前揭『李文忠公全集』奏稿卷 48, 所収。
- 李鴻章 (1884a), 「署直隸總督李鴻章奏遵旨覆陳法越事宜摺」光緒 10 年 4 月 4 日, 『清光緒朝中法交涉史料』全 22 卷, 故宮博物院編排印本, 1932 - 33 年, 卷 14, 所収。
- 李鴻章 (1884b), 「一四六信」光緒 10 年 4 月 24 日, 『李鴻章致潘鼎新書札』年子敏編註, 中華書局, 1960 年, 所収。
- 梁啓超 (1901a), 任公「本館一百冊祝辭并論報館之責任及本館之經歷」『清議報』第 100 冊, 光緒 27 年 11 月 11 日。
- 梁啓超 (1901b), 飲冰室主人『李鴻章 (一名中國四十年來大事記)』新民叢報社, 光緒 27 年 11 月序。
- 梁啓超 (1902), 中國之新民「敬告我同業諸君」『新民叢報』第 17 号, 光緒 28 年 9 月 1 日。

Liu, Kwang-Ching(1967), "Li Hung-chang in Chihli: the Emergence of a Policy, 1870-1875," in Albert Feuerwerker, *et al., eds., Approaches to Modern Chinese History*, Berkeley.